

令和5年4月6日

告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッション理事会の決定に基づき以下の制裁規定の改訂及び資格審査委員会規則の改訂を定める。

一般財団法人日本ボクシングコミッション

記

制裁規程

第1条(総則)

- 1 JBC は、JBC 試合ルール第8条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。
- 2 本規程は、すべてのライセンス所持者(JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ)に適用される。

第2条(制裁処分)

ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為(以下「規律違反行為」という。)をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。

- ① JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。
- ② JBC の指示命令に従わなかったとき。
- ③ ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。
- ④ 刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。
- ⑤ 方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。

第3条(制裁処分の種類)

制裁処分の種類は、次の通りとする。

- 1 ボクサーに対する制裁処分
 - ① 厳重注意
 - ② 戒告
 - ③ 制裁金
 - ④ 没収
 - ⑤ ライセンスの停止
 - ⑥ ライセンスの取り消し
- 2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分
 - ① 厳重注意
 - ② 戒告
 - ③ 制裁金
 - ④ 没収
 - ⑤ ライセンスの停止
 - ⑥ ライセンスの取り消し
- 3 試合役員に対する制裁処分
 - ① 厳重注意

- ② 戒告
- ③ 謹慎
- ④ 降格
- ⑤ ライセンスの停止
- ⑥ ライセンスの取り消し

第4条(制裁処分の決定)

理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第3条に定める制裁処分をすることができる。

第5条(制裁処分の決定手続)

- 1 理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと思料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分をすることができる(ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない)。
 - ① 嚴重注意又は戒告の処分をする場合
 - ② 次に掲げる全ての要件を満たす場合
 - a JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること
 - b JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること

第6条(ライセンス無期限停止の解除)

- 1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。
 - ① 当事者は、申請書類(解除の嘆願書、活動状況報告書)をJBCに提出する。
 - ② 理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③ 倫理委員会は、解除につき審議・答申をする。
 - ④ 理事長が審議の上、解除につき決定をする。
- 2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。
- 3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。

第7条(ライセンス申請資格の回復)

- 1 ライセンスの取り消しの処分を受けた当事者は、処分開始日から5年を経過した後、次に掲げる手続により、ライセンス申請資格の回復の申請を行うことができる。
 - ① 当事者は、申請書類(申請資格の回復の嘆願書、活動状況報告書)をJBCに提出する。
 - ② 理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③ 倫理委員会は、ライセンス申請資格の回復につき審議・答申をする。
 - ④ 理事長が審議の上、ライセンス申請資格の回復につき決定をする。
- 2 ライセンス申請資格の回復が認められた当事者は、資格審査委員会規則第2条にかかわらず、ライセンス申請資格の回復が認められた日からライセンスの申請をすることができる。

第8条(再審議)

- 1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBC へ再審議を請求することができる。
- 2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から14日以内に行わなければならない。
- 3 理事長は、第1項の請求にもとづいて倫理委員会に再諮問をし、再答申を要請する。
- 4 再審議の請求に対して出された理事長の決定は最終的なものとする。

制裁規定新旧対照表

旧

新

<p>第 1 条(総則) 1 JBC は、JBC 試合ルール第 8 条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。 2 本規程は、すべてのライセンス所持者(JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ)に適用される。</p>	<p>第 1 条(総則) (現行通り)</p>
<p>第 2 条(制裁処分) ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為(以下「規律違反行為」という。)をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。 ① JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。 ② JBC の指示命令に従わなかったとき。 ③ ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。 ④ 刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。 ⑤ 方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。</p>	<p>第 2 条(制裁処分) (現行通り)</p>
<p>第 3 条(制裁処分の種類) 制裁処分の種類は、次の通りとする。 1 ボクサーに対する制裁処分 ① 嚴重注意 ② 戒告 ③ 制裁金 ④ 没収 ⑤ ライセンスの停止 ⑥ ライセンスの取り消し 2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分 ① 嚴重注意 ② 戒告 ③ 制裁金 ④ 没収 ⑤ ライセンスの停止 ⑥ ライセンスの取り消し 3 試合役員に対する制裁処分 ① 嚴重注意 ② 戒告 ③ 謹慎 ④ 降格 ⑤ ライセンスの停止 ⑥ ライセンスの取り消し</p>	<p>第 3 条(制裁処分の種類) (現行通り)</p>
<p>第 4 条(制裁処分の決定) 理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第 3 条に定める制裁処分をすることができる。</p>	<p>第 4 条(制裁処分の決定) (現行通り)</p>

<p>第 5 条(制裁処分の決定手続)</p> <p>1 理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと思料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。</p> <p>2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分をすることができる(ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない)。</p> <p>① 嚴重注意又は戒告の処分をする場合</p> <p>② 次に掲げる全ての要件を満たす場合</p> <p>a JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること</p> <p>b JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること</p>	<p>第 5 条(制裁処分の決定手続)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 6 条(ライセンス無期限停止の解除)</p> <p>1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から 2 年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。</p> <p>① 当事者は、申請書類(解除の嘆願書、活動状況報告書)を JBC に提出する。</p> <p>② 理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。</p> <p>③ 倫理委員会は、解除につき審議・答申をする。</p> <p>④ 理事長が審議の上、解除につき決定をする。</p> <p>2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。</p> <p>3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。</p>	<p>第 6 条(ライセンス無期限停止の解除)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 7 条(ライセンス申請資格の回復)</p> <p>1 ライセンスの取り消しの処分を受けた当事者は、処分開始日から 5 年を経過した後、次に掲げる手続きにより、ライセンス申請資格の回復の申請を行うことができる。</p> <p>① 当事者は、申請書類(申請資格の回復の嘆願書、活動状況報告書)を JBC に提出する。</p>

	<p>②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。</p> <p>③倫理委員会は、ライセンス申請資格の回復につき審議・答申をする。</p> <p>④理事長が審議の上、ライセンス申請資格の回復につき決定をする。</p> <p>2 ライセンス申請資格の回復が認められた当事者は、資格審査委員会規則第2条にかかわらず、ライセンス申請資格の回復が認められた日からライセンスの申請をすることができる。</p>
<p>第7条(再審議)</p> <p>1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBC へ再審議を請求することができる。</p> <p>2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>3 理事長は、第1項の請求にもとづいて倫理委員会に再諮問をし、再答申を要請する。</p> <p>4 再審議の請求に対して出された理事長の決定は最終的なものとする。</p>	<p>第8条(再審議)</p> <p>(7条が繰り下がり8条)</p> <p>(現行通り)</p>

資格審査委員会規則

第1条(資格審査委員会)

資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、ライセンスの得喪の問題について審議する。

第2条(ライセンスの申請に対する却下等)

資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議し JBC ルール第 10 条にもとづきライセンスを申請する者について、次の各号に該当すると認めるときは、ライセンスの申請を却下する。

- 一 健康管理上の支障がある者
- 二 他のプロスポーツに関与または従事している者(ただし、JBC による特別の許可がある場合は、この限りではない)
- 三 次の各号に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団並びにこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)
 - ロ 暴力団等または暴力団員等と密接な関係を有しまたは密接な関係を有する団体に所属する者
- 四 過去にライセンスの取り消しを受けた者(制裁規程第7条に基づきライセンス申請資格を回復した者は除く。)
- 五 JBC が JBC 試合ルールその他 JBC の定める諸規則に違反したと認める日から5年を経過しない者、または JBC が違反するおそれがあると認める者
- 六 その他ライセンスを交付される資格に欠けると認められる者

第3条(ボクサーライセンスの再交付およびその更新)

資格審査委員会は、JBC ルール第 22 条にもとづくボクサーライセンスの再交付またはその更新の申請があった場合、理事長の要請にもとづき、事案を審議し、当該ボクサーについて健康管理上の支障がなく、かつ、当該ボクサーが当該年度中にタイトルマッチまたはタイトルマッチに準ずる試合その他価値のある試合をもおこなう見込みがあると認めるときは、その議決により、ライセンスの再交付またはその更新の許可をすることができる。

第4条(ライセンスの取消し等)

- 1 資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議し、ライセンス所持者について健康管理上の支障があると認めるときは、その議決により、ライセンスの所持者に対して、次の各号の処分をすることができる。
 - 一 ライセンス更新の不許可
 - 二 ライセンスの停止
 - 三 ライセンスの取消し
 - 四 引退勧告
- 2 資格審査委員会は、前条各号の処分をする場合には、調査期日を定めて、ライセンス所持者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 緊急に前条各号の処分をすべき特別の事情がある場合には、前項の規定は適用しない。

第5条(当事者への通知)

- 1 資格審査委員会は、調査期日を定めたときは、その期日の 14 日前までに、ライセンス申請者または所持者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 調査の期日および場所
 - 二 処分の原因となる事実

- 三 調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができること
- 2 ライセンス申請者または所持者が国外にいる場合等、ライセンス申請者または所持者に対して前項の通知をすることが困難な事情がある場合には、前項の規定は適用しない。
- 3 資格審査委員会は、前項の場合においては、ライセンス申請者または所持者の代理人(クラブオーナー、マネージャー等を含む)に対して前項の通知をしなければならない。

第6条(当事者による意見陳述)

ライセンス申請者もしくは所持者またはその代理人は、調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができる。

第7条(当事者の不出頭の場合における調査の終結)

資格審査委員会は、ライセンス申請者または所持者が正当な理由なく調査期日に出席せず、かつ、陳述書等を提出しない場合、この者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、調査を終結することができる。

第8条(再審議)

- 1 第4条各号の処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り JBC へ再審議を請求することができる。
- 2 前号の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 3 理事長は、第1項の請求にもとづいて資格審査委員会に再審議を要請する。
- 4 再審議の手続は第5条ないし第8条を準用する。
- 5 再審議の請求に対して出された資格審査委員会の決定は最終的なものとする。

資格審査委員会規則新旧対照表

旧

新

<p>第1条(資格審査委員会) 資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、ライセンスの得喪の問題について審議する。</p>	<p>第1条(資格審査委員会) (現行通り)</p>
<p>第2条(ライセンスの申請に対する却下等) 資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議しJBCルール第10条にもとづきライセンスを申請する者について、次の各号に該当すると認めるときは、ライセンスの申請を却下する。</p> <p>一 健康管理上の支障がある者</p> <p>二 他のプロスポーツに関与または従事している者(ただし、JBCによる特別の許可がある場合は、この限りではない)</p> <p>三 次の各号に該当する者</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団並びにこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)</p> <p>ロ 暴力団等または暴力団員等と密接な関係を有しまたは密接な関係を有する団体に所属する者</p> <p>四 JBC 試合ルールその他 JBC の定める諸規則に違反したと認められる者</p> <p>五 その他ライセンスを交付される資格に欠けると認められる者</p>	<p>第2条(ライセンスの申請に対する却下等) 資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議しJBCルール第10条にもとづきライセンスを申請する者について、次の各号に該当すると認めるときは、ライセンスの申請を却下する。</p> <p>一 健康管理上の支障がある者</p> <p>二 他のプロスポーツに関与または従事している者(ただし、JBCによる特別の許可がある場合は、この限りではない)</p> <p>三 次の各号に該当する者</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団並びにこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)</p> <p>ロ 暴力団等または暴力団員等と密接な関係を有しまたは密接な関係を有する団体に所属する者</p> <p>四 <u>過去にライセンスの取り消しを受けた者(制裁規程第7条に基づきライセンス申請資格を回復した者は除く。)</u></p> <p>五 <u>JBC が JBC 試合ルールその他 JBC の定める諸規則に違反したと認める日から5年を経過しない者、または JBC が違反するおそれがあると認める者</u></p> <p>六 その他ライセンスを交付される資格に欠けると認められる者</p>
<p>第3条(ボクサーライセンスの再交付およびその更新) 資格審査委員会は、JBCルール第22条にもとづくボクサーライセンスの再交付またはその更新の申請があった場合、理事長の要請にもとづき、事案を審議し、当該ボクサーについて健康管理上の支障がなく、かつ、当該ボクサーが当該年度中にタイトルマッチまたはタイトルマッチに準ずる試合その他価値のある試合をおこなう見込みがあると認めるときは、その議決により、ライセンスの再交付またはその更新の許可をすることができる。</p>	<p>第3条(ボクサーライセンスの再交付およびその更新) (現行通り)</p>
<p>第4条(ライセンスの取消し等) 1 資格審査委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議し、ライセンス所持者について健康</p>	<p>第4条 ライセンスの取消し等) (現行通り)</p>

<p>管理上の支障があると認めるときは、その議決により、ライセンスの所持者に対して、次の各号の処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ライセンス更新の不許可 二 ライセンスの停止 三 ライセンスの取消し 四 引退勧告 <p>2 資格審査委員会は、前条各号の処分をする場合には、調査期日を定めて、ライセンス所持者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>3 緊急に前条各号の処分をすべき特別の事情がある場合には、前項の規定は適用しない。</p>	
<p>第5条（当事者への通知）</p> <p>1 資格審査委員会は、調査期日を定めたときは、その期日の14日前までに、ライセンス申請者または所持者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 調査の期日および場所 二 処分の原因となる事実 三 調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができること <p>2 ライセンス申請者または所持者が国外にいる場合等、ライセンス申請者または所持者に対して前項の通知をすることが困難な事情がある場合には、前項の規定は適用しない。</p> <p>3 資格審査委員会は、前項の場合においては、ライセンス申請者または所持者の代理人（クラブオーナー、マネージャー等を含む）に対して前項の通知をしなければならない。</p>	<p>第5条(当事者への通知)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第6条(当事者による意見陳述)</p> <p>ライセンス申請者もしくは所持者またはその代理人は、調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができる。</p>	<p>第6条(当事者による意見陳述)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第7条(当事者の不出頭の場合における調査の終結)</p> <p>資格審査委員会は、ライセンス申請者または所持者が正当な理由なく調査期日に出席せず、かつ、陳述書等を提出しない場合、この者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、調査を終結することができる。</p>	<p>第7条(当事者の不出頭の場合における調査の終結)</p> <p>(現行通り)</p>

<p>第 8 条(再審議)</p> <ol style="list-style-type: none">1 第 4 条各号の処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り JBC へ再審議を請求することができる。2 前号の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から 14 日以内に行わなければならない。3 理事長は、第 1 項の請求にもとづいて資格審査委員会に再審議を要請する。4 再審議の手続は第 5 条ないし第 8 条を準用する。5 再審議の請求に対して出された資格審査委員会の決定は最終的なものとする。	<p>第 8 条(再審議)</p> <p>(現行通り)</p>
--	--

以上